

代田賞選考委員会規程

代田賞選考委員会事務局

(目 的)

第 1 条 この規程は、代田賞選考委員会（以下、「委員会」という。）の構成および運営方法等に関し、必要な事項を定め、委員会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(任 務)

第 2 条 委員会の任務は、代田賞および代田賞奨励賞（以下、「賞」という。）の受賞者を選考することである。

(委 員)

第 3 条 委員会の委員（以下、「選考委員」という。）は、学識経験者とし、選考委員または代田賞運営事務局（以下、「事務局」という。）の推薦により候補を挙げ、委員会と事務局が協議して決定し、事務局が委嘱する。

2 選考委員の数は5名以上10名以下とする。

3 選考委員の任期は2年間とする。但し、再委嘱を妨げない。補欠または増員により委嘱された選考委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

(選考委員長)

第 4 条 委員会には選考委員長（以下、「委員長」という。）を1人おく。

2 委員長は、選考委員のうちから互選により選任する。

3 委員長は、委員会の会議（以下、「会議」という。）の議長となり、会務を総括する。

4 委員長は、選考結果および選考理由を一定の期間内に文書をもって事務局に報告しなければならない。

5 委員長に事故あるときまたは欠けたときは、事務局が指名した委員がその職務を代行する。

(会 議)

第 5 条 会議は、必要に応じ、委員長が随時招集する。

2 会議を招集しようとするときは、選考委員に対し、予め議題、日時、場所その他必要な事項を通知しなければならない。

3 委員会は、選考委員現在数の3分の2以上が出席しなければ、これを開くことができない。ただし、議題につき書面をもって予め意見を表明した選考委員は、出席者とみなす。

4 委員会の議事は、出席した選考委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、会議の招集を行わず、書面をもって選考委員の意見を求めることにより、委員会の議決に代えることができる。この場合において、委員長はその結果について、各選考委員に報告しなければならない。

- 6 選考委員は、自己の論文を選考対象とすることができない。指導者あるいは共同研究者であれば選考対象とすることができるが、当該論文の選考に係る議案の審議及び議決に加わることはできない。選考委員と選考対象者（共著者を含む）の間にその他特別の利害関係がある場合も同様とする。
- 7 委員長は、適当と認める者に対して、参考人として会議への出席を求め、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

（選考委員の責務）

- 第 6 条 選考委員は、代田賞候補者の選考を公正に行うとともに、選考過程および内容、ならびに選考委員の職務上知り得た情報については、他に漏らしてはならない。秘密保持義務は、選考委員を退いた後も遵守しなければならない。

（選考基準）

- 第 7 条 代田賞対象者の選考は、委員会が別に定める選考基準に基づいて行う。

（表彰）

- 第 8 条 代田賞の表彰は、委員会が別に定める。

（議事録）

- 第 9 条 委員会の審議について、議長により指定された委員または事務局員が、その経過および結果を記録した議事録を作成する。

（報酬）

- 第 10 条 選考委員に対して、委員会出席ごとに報酬を支給することができる。
- 2 報酬の額は、1 回の選考につき 1 人 2 万円とし、旅費交通費は別途実費を支払うこととする。
 - 3 報酬の支払いは、1 回の選考ごとにまとめて現金又は銀行振込にて支払うものとする。ただし法令に基づき報酬から控除すべき金額がある場合には、報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

（事務局）

- 第 11 条 委員会の事務は代田賞選考委員会事務局が務め、次に設置する。
- 2 〒537-0022 大阪府大阪市東成区中本 4-1-8 森ノ宮医療学園専門学校内
 - 3 電話番号 06-6976-6889

（規程の改廃）

- 第 12 条 この規程の改廃は、委員会の決議により行うものとする。

附則

- この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
この規程は、令和 3 年 8 月 29 日から施行する。